

# 試験所の認定に関する規定

VLAC-VR100 :2016

発行日：2017年1月20日

---

株式会社 電磁環境試験所認定センター

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル7階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合があります。

## 目 次

1	目 的
2	試験所の認定
3	機密保持
4	文書類の発行
5	認定の申請と受理
6	認定の要求事項
7	認定の審査
8	結果の通知
9	認定証の発行
10	有効期間
11	サーベイランスと査察
12	認定の更新
13	認定範囲の拡大
14	認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小
15	試験所技能試験
16	認定試験所の権利と義務
17	認定内容の変更
18	認定試験所の公表
19	費用
20	損害の補償
21	国外の試験所の認定に関する手続き
22	規定の改廃
23	適用開始日
付属 1	認定範囲
付属 2	基準類
付属 3	国外の試験所認定に対する手続き

## 1. 目的

本規定は、当社の試験所認定の要求事項及び基本的な運用方法を定め、適切で円滑な認定活動を実施することを目的としている。

## 2. 試験所の認定

当社は、認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止、及び取消しを含む試験所認定に関する活動を行い、その決定について権限と責任をもつ。試験所認定は試験所の能力を公式に証明するものであり、当社の認定活動は、ISO/IEC17011(JIS Q 17011) 「適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づくもので、当社が認定した試験所は ISO/IEC17025(JIS Q 17025) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」及び当社の規定 VLAC-VR101「試験所の認定に関する一般要求事項及び指針」を満足する。当社は、認定審査において ISO/IEC17025(JIS Q 17025)及び VLAC-VR101 に加え、特定の試験を認定する基準として付属 2 に記した文書を用いる。これらは ISO/IEC17025(JIS Q 17025)及び VLAC-VR101 の要求事項に対し、それらを運用する際の指針と解釈を与えるものである。試験所認定審査は当社と契約した審査員によって実施される。試験所審査員の資格は、認定対象分野の試験実務に精通し、当社所定の審査員教育研修を修了したものに与えられている。当社は、認定を申請した試験所が認定に関する当社の決定に不服または疑義があるときは異議申立てを受け付ける。なお、試験所認定は試験所の業績評価や格付けをするものではなく、また試験所が実施した試験の結果や試験した製品の性能を保証するものでもない。

## 3. 機密保持

当社は、認定の為に試験所から当社に提出される資料、又は当社が認定活動により知り得た試験所の機密情報について、当社の認定活動の目的以外には使用しない。また、法律が要求している場合を除いて、これらを他に漏洩しない。ただし、試験所の機密情報を他に開示する必要が生じた時は、当該試験所の書面による同意を得るものとする。当社は試験所の機密情報に接する当社の社員、審査員並びに委員会の委員に対して機密保持契約を取り交わしている。

## 4. 認定の申請に使用する文書 (VLAC 公開文書)

当社は試験所認定に係る規定類、申請書様式、並びにその他の文書を用意し、試験所の認定を申請する者に供する。これらの文書は当社インターネットホームページ (<http://www.vlac.co.jp>) 上に掲載されており、必要に応じてダウンロードすることができる。文書の一覧を付属 2 に示す。

## 5. 認定の申請と受理

当社の認定範囲は付属 1 に示すとおりである。また認定の申請と受理は下記の手順による。

(1) 認定を希望する試験所（申請者）は認定に関する要件に合致することを確認した後に、試験所認定申請書、試験所認定申請付属書（当社インターネットホームページの申請書様式集 [http://www.vlac.co.jp/doc/index\\_shinsei.html](http://www.vlac.co.jp/doc/index_shinsei.html) に掲載）及び試験所の品質マニュアル等の添付資料（申請書の添付資料欄参照）を用意して当社が要求する部数を提出し、認定の申請を行う。

(2) 試験所認定の申請は、次の 3 通りのいずれかによる。

- ① 認定を希望する試験場を試験所として申請する
- ② 試験所が複数の試験場をもつ場合、同一の品質システムを適用する複数の試験場が同じ地域内または近接地域内に所在する場合はこれらの試験場をまとめて申請する
- ③ 主たる試験場が所在する敷地から離れた場所にある試験場で、主たる試験場と同一の品質マネジメントシステムを運用している場合、主たる試験場とその離れた試験場を一括申請する。なお、その地理的状況と試験所の管理状況に応じて一括申請ができるかどうかは当社が判断する。

ここで、試験場とは試験施設及び試験を実施する人員により構成されるものをいう。なお試験場には人員が常駐していなくてもよい。また試験所とは一つまたはそれ以上の試験場を管理・運用する組織をいう。

なお、同一の品質システムを運用していても、互いに離れた試験場については、その地理的状況と試験所の管理状況に応じて一括申請として扱えるかを当社で判断する。

(3) 当社は申請を受理した後、審査費用の請求書を発行し、当社の指定銀行口座への振込を確認した後、審査を開始する。

## 6. 試験所に対する要求事項

認定を申請する試験所、及び当社が認定した試験所は ISO/IEC17025(JIS Q 17025)及び付属 2 に示す基準類で、その試験所に適用される要求事項を満たさなければならない。これらの規定は当社のインターネットホームページからダウンロードすることができる。

## 7. 試験所の審査

試験所の審査は VLAC-VP200 試験所認定の手順（註：VLAC 内部文書であり非公開）に従って行う。その概要を以下に示す。

### 7.1 認定申請の受付と審査員の指定

当社は申請を受付した後、審査を担当する審査チームの審査員の経歴を記載した審査員通知書を試験所に送付し、審査チームを受け入れることについて試験所の同意を得る。試験所は、もし当社が指定した審査チームに受け入れられない審査員がある場合、審査員の変更を当社に要求出来る。その場合当社は別の審査員を指定し、試験所に審査員通知書を再

送する。試験所が審査員の受け入れに同意した後、当社は指定した審査チームに試験所から提出された試験所認定申請書、試験所認定申請付属書および添付資料の書類審査及び現地審査を依頼する。なお、試験所は審査チームまたは審査員を指定することはできない。

## 7.2 書類審査

書類審査の過程で、審査チームは試験所に対して必要な事項を質問し、疑義があれば、資料の修正、変更、及び追加資料の提出を求めることがある。書類審査が完了した後、当該審査チーム員が試験所を現地審査する。なお、書類審査は当社内のプロセスであり、試験所には結果を通知しない。

## 7.3 現地審査

現地審査を行うにあたっては、事前に試験所に対して現地審査計画書を送付し、了解を得た後に行う。審査チームは試験所の文書、記録、設備の妥当性、及び人員の技量などを実際に確認し、品質システム、技術的要求事項への適合性を審査し、審査報告書を試験所と当社認定業務部に提出する。適合性は、

- (1) 適合：認定の要求事項を満たしている
- (2) 不適合：認定の要求事項を満たしていない。マネジメントシステムの是正が必要である
- (3) 観察事項：不適合に発展する恐れがある懸念事項。マネジメントシステムの見直しをすべきである。

の 3 通りの基準で判定する。試験所が不適合事項に対する是正処置を行って審査報告書受領日から 30 日以内に当社に報告し、当社が全ての不適合事項の是正を確認できた場合、是正処置は完了したものとする。なお是正処置を行うかどうかは試験所の判断に委ねられているが、試験所が是正処置を行わない場合、認定は付与されない。

## 7.4 認定委員会による審議

当社は、審査報告書、及び是正処置報告書を、当社及び試験所と利害関係のない外部の識者で構成される認定委員会で審議し、認定付与の可否を決定する。

## 8. 結果の通知

当社は、認定委員会の審議による次の決定のいずれかを試験所に通知する。

- (1) 認定
  - ・認定委員会の審議の結果、認定に関する要件に合致していると認めた場合
- (2) 保留
  - ・認定委員会の審議の結果、認定に関する要件に一部合致しない点があると認めた場合
  - ・試験所審査の結果見出された不適合事項に対して試験所が当社に是正処置の内容を報告し、認定委員会がその是正処置の完了を確認するまでの期間
- (3) 却下

- ・認定委員会が認定に関する要件に合致していないと認めた場合

## 9. 認定証の発行

当社は、申請者に認定を通知し、試験所に対して下記事項を付した認定証を発行する。

- (1) 当社の識別及びロゴ
- (2) 認定を授与する試験所名称
- (3) 複数の試験場が認定の対象になる場合はそれら全ての試験場名称
- (4) 認定を授与する試験所固有の認定番号
- (5) 認定授与の発効日及び有効期間の満了日
- (6) 認定範囲
- (7) 試験所審査のために使用した規則、規格の表題及び規格番号（注：規格番号に版または年号が併記されていない場合は最新版を意味する）
- (8) 実施する試験項目、該当する場合は試験の対象となる製品

ただし、5.(2)②及び③の申請を受け付けた場合は、試験所に対してに上記の事項を記載した認定証1通を発行する。試験所に所属する複数の試験場には試験所名称、認定番号及び試験場を識別する枝番号、有効期間の満了日、並びに当該試験場名称及び実施する試験等を記載した認定範囲証書を発行する。

## 10. 認定の有効期間

当社が授与する認定の有効期間と認定の失効は下記による。

- (1) 認定の有効期間は2年（認定の日から2年を経過した同日の前日まで）とする。なお認定の有効期間内に認定範囲の拡大審査、または臨時審査を受けた場合でも、元の有効期間は変更しない。
- (2) 認定を授与された試験所が認定条件を維持できなくなったときは、認定は失効する。

## 11. サーベイランスと臨時審査

当社は、認定試験所が認定の要求事項に継続的に適合していることを確認するためにサーベイランス又は臨時審査を行う。

- (1) サーベイランス

サーベイランスは、認定を付与した日から1年以内に行う。試験所が初めて認定を受けた後の最初のサーベイランスは現地審査を伴う。2回目以降のサーベイランスは、原則として書類審査のみとするが、試験設備に大幅な変更があった場合及び是正処置の結果に疑義がある場合は現地審査を行なうこともある。認定試験所は、認定の申請と同様にサーベイランスの申請を当社に提出してサーベイランス申請をする。サーベイランスにおいて、認定に関する要件に合致しない事実が認められた場合、当社は「不適合事項通知」を発行する。通知を受けた試験所は、是正処置の可否を判断し、是正処置を実施する場合は是正処置の実施計画、又は是正処置を実

施した場合には是正処置報告書を、通知受領の後30日以内に当社に回答しなければならない。

## (2) 臨時審査

臨時審査は、サーベイランス、または更新審査以外に当社が必要と判断した場合に行う審査である。是正処置の確認を必要とする場合、試験所の顧客から当社に対して不適合の疑義または品質の苦情が寄せられた場合などに臨時審査が行われる。臨時審査は試験所に通知し、通常の審査と同様に行う。

## 12. 認定の更新

認定を引き続き継続しようとする試験所に対して、認定の更新申請、受理、審査（更新審査）、結果の通知並びに認定証の発行は下記手順にて行う。

(1) **認定更新の申請**—認定有効期間終了後も認定を継続するために更新審査を希望する認定試験所は、試験所認定申請書、試験所認定申請付属書及び試験所認定申請書の添付資料欄に指定されている書類等を用意し、当社が指定する部数を提出し、認定の更新申請を行う。

(2) **更新申請の期限**—認定の更新申請は、有効期間終了の3ヶ月前までに行わねばならない。更新申請期限を過ぎて更新申請書が提出された場合には、書類審査/現地審査のスケジュール等について申請試験所と打ち合わせの上、認定の有効期限終了前に更新審査が完了する見込みがあるかを判断し、それが可能なら更新審査として受け付ける。上記が不可能であると判断した場合は新規認定申請として扱い、認定番号を新たに発行する。この場合、その時点での認定の有効期限を、最大3ヶ月を限度として延長することがある。（以下、次の更新申請の場合においても同じ）

(3) **審査の開始**—当社は更新申請を受理した後、更新審査料請求書を発行し、指定銀行口座への振込を確認した後、更新審査を開始する。

(4) 更新審査は6.から9.の手順を適用して実施する。

(5) **認定の有効期間の延長**—認定の更新申請を受け付けた後、事情により更新審査を認定の有効期限内に終了することが不可能または甚だ困難であると判断された場合は、更新審査が確実に実施され完了する見込みがあることを認定業務部長が認めた場合に限り、認定の有効期間を認定委員会が認定の継続を承認する日まで延長することができる。

(6) 更新審査の結果は本規定7.4と同様に認定委員会で審議され、8.以降の手続きを経る。当社は、認定委員会が更新を認めた場合新たな認定証を発行する。

## 13. 認定範囲の拡大

認定範囲の拡大申請、受理、拡大審査、結果の通知及び認定証の発行は下記にて行う。

(1) 既に授与された認定範囲の拡大を希望する認定試験所は、試験所認定申請書、試験

所認定申請付属書（試験場の個々の試験設備毎に作成）および試験所認定申請書の添付資料欄に指定されている書類等を用意して当社に2部提出し、認定範囲の拡大申請を行う。

- (2) 拡大審査は本規定 6.から 9.の手順により実施する。
- (3) 当社は、認定範囲の拡大が認められた時点で新たに認定証を発行する。拡大審査による認定範囲の有効期限は既認定の有効期限までとする。なお、認定範囲の拡大には、既に認定された試験設備に新規設備を増設し、認定の対象に加えたい場合も含む。なお、認定の有効期間内に新規設備を増設し、認定範囲の拡大をおこなわない場合、次の更新の際にこの増設分を含めて更新申請することができる。

#### 14. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小は下記により行う。また認定試験所は自身の認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小を申請することが出来る。認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小があった場合は当社インターネットホームページに掲載し公開する。

##### 14.1 認定の一時停止

本規定第 6.に示す認定の要求事項を一時的に満たすことができない場合、または不適合に対する是正処置報告を期限内に提出できない場合は認定の一時停止を行う。なお一時停止の期間は認定の有効期限を超えないものとする。認定の一時停止期間中、試験所は認定シボルの付いた試験報告書を発行してはならない。当社は認定一時停止を復帰させる場合は試験所審査（書類審査、現地審査、またはその両方）を行う。一時停止後に認定が授与された場合、認定の有効期限は新しい認定証の記載に従う。

##### 14.2 認定の取り消し

本規定 6.に示す認定の要求事項を継続的に満たすことができない場合、または不適合に対する是正報告を期限内に提出しなかった場合、当社の認定を不正に利用したり、審査を拒否した場合など、認定の規則を遵守しなかった場合には当社は認定の取り消しを行う。また、認定試験所は自身の都合による認定の取り消しを当社に申請することができる。

##### 14.3 認定範囲の縮小

認定試験所がその能力を含め認定の要求事項を継続的に満たさなかった部分がある場合、その部分を認定の範囲から除外するため認定範囲の縮小を行う。認定範囲の縮小を決定した場合、当社は新しい認定証を発行する。また、認定試験所は、自身の都合による認定範囲の縮小を当社に申請することが出来る。

#### 15. 技能試験（試験所間比較）

認定試験所、及びこれから当社の認定を受けようとする試験所に対して、当社は技能試験に参加することを要求している。すなわち認定試験所及び認定を希望する試験所は当社ま

たは他の機関が提供する ISO/IEC17043(JIS Q 17043)の規定に則り実施される技能試験（試験所間比較）プログラムに参加しなければならない。当社は VLAC-VR106「技能試験に関する方針」にて、技能試験プログラムに関する方針等を公開している。なお、当社は当社の認定試験所または当社の認定を取得していない試験所いずれからも技能試験の参加申込を受付けるが、認定試験所を優先する。（認定試験所に技能試験を要求しているため）

## 16. 認定試験所の権利と義務

認定試験所の権利と義務を以下に要約する。試験所の義務については VLAC-VF108「認定取り決め事項の同意書」による。

- (1) 認定試験所は、認定された範囲において試験報告書に当社の認定シンボルを表記する事が出来る。但し、認定範囲外の試験報告書には当社の認定シンボルを表記してはならない。また認定範囲の試験と認定範囲外の試験が同じ試験報告書に混在する場合、試験報告書の利用者が認定範囲と認定範囲外の試験項目を容易にかつ明確に識別できるようにしておくこと。
- (2) 認定試験所は当社により認定された試験所であることをインターネットホームページ、文書、パンフレット又は広告のような媒体で公表する事が出来る。
- (3) 当社の認定シンボルの使用に関しては、試験報告書、証明書、パンフレット等の宣伝広告媒体及び試験所職員の名刺に使用することが出来るがこれ以外の用途に使用してはならない。
- (4) ILAC MRA 複合マークは当社と所定の契約を締結した後に使用出来る。

[註] (2)、(3)及び(4)の詳細については VLAC-VR107「認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針」を参照。

## 17. 認定内容の変更

認定試験所は、認定を受けた後に下記の事項に関する試験所の地位又は運営のあらゆる側面における重要な変更が生じたときは、30日以内に当社に届け出て承認を受けること。変更の内容によっては認定の一部または全部が無効になる場合もあるので、変更する前に当社に問い合わせるのが望ましい。

- (1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の地位
- (2) 組織、トップマネジメント、主要な要員
- (3) 主な方針
- (4) 経営資源及び施設
- (5) 認定範囲の縮小または削除
- (6) その他の事項変更の届出は 試験所認定申請書(新規、更新並びに試験所認定申請付属書を含む)または試験所サーベイランス申請書(試験所認定申請付属書を含む)の変更部分の差し替え頁の提出をもって行うものとし、その際は必ず明確な変更理由書を添付するものとする。当社は届け出の内容を審査し、現地審査が必要な場合

はその旨を通知する。

#### 18. 認定試験所の公表

当社は認定試験所の名称、所在地、認定範囲、認定の授与日及び有効期間の満了日等を記述した一覧表を当社インターネットホームページ、パンフレット、及び他の広報媒体にて公表する。

#### 19. 費用

試験所は VLAC-VE201「認定審査料金算定基準」に定められた審査料金を負担する。

- ・初回及び更新審査：認定審査料金、技術審査料金、各分野別審査料金、管理費
- ・サーベイランス審査：認定審査料金、技術審査料金、各分野別審査料金、管理費。

現地審査をともなう場合には上記の費用に加えて及び専門家の旅費交通費が加算される。ただし、試験所から認定審査の取り下げの通知を受けた場合、当社は VLAC-VE201「認定審査料金算定基準」第 5.に定められた料金のみを請求する。なお、本規定 15.の技能試験の参加費用については、技能試験に参加する試験所に対して VLAC 技能試験事務局が参加費用の見積を発行する。。なお 11.(2)の認定試験所の臨時審査については、試験所に費用負担を求めない。

#### 20. 問題への対応及び損害の補償

当社の試験所認定活動において当社と試験所との間で発生した問題の対応、損害の補償等については、相互に誠意をもって協議し対処するものとする。

#### 21. 国外の試験所の認定に関する手続き

国外試験所の認定に関する手続きは付属 3 による。

#### 22. 規定の改廃

この規定の改定、修正または廃止は VLAC-VR200 文書管理規定を適用する。

#### 23. 適用開始

本規定は 2017 年 1 月 20 日から適用する。

#### [付属 1] 認定範囲

当社の認定範囲は、当社インターネットホームページに掲載されている VLAC-VF100 に記載のとおりである。規格番号に版または年号が記載されていない場合は最新版を意味する。

## 〔付属 2〕 基準類

これらの文書は当社インターネットホームページで公開されている。

VLAC-VR101	試験所の認定に関する一般要求事項及び指針
VLAC-VR102	電磁両立性分野の特定要求事項
VLAC-VR102-2	EPA エネルギースタープログラムに関する特定要求事項
VLAC-VR102-3	Wi-SUN 通信機の性能試験を実施する試験所の認定に関する方針
VLAC-VR103	測定のトレーサビリティに関する方針
VLAC-VR105	測定の不確かさに関する方針
VLAC-VR106	技能試験に関する方針
VLAC-VR107	認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針
VLAC-ISH1	認定試験所で実施する試験・測定のトレーサビリティ適用についての解釈

## 〔付属 3〕 国外の試験所認定に対する手続き

この付属文書は当社が海外試験所を認定する際の手続きを規定したものであり、VLAC-VR100 の本文を補足するものである。この付属文書に規定のない事項は VLAC-VR100 に従う。

### 1. 受付前の確認

当社は国外の試験所からの認定申請の打診があった場合、申請を受け付ける前に次の事項について試験所に確認する。

- (1) 試験所が所在する国（又は経済圏）に、試験所が要求する認定範囲を対象としている認定機関があり、その認定機関が ILAC/APLAC 相互承認に加盟している場合には、当社は次のように対応する。
  - ① 自国（又は経済圏）に適切な認定機関が有ることを知っているかどうか確認する。
  - ② 自国（又は経済圏）の認定機関で認定を受ける方が経済的に有利となる可能性のあることを提案する。
  - ③ ILAC/APLAC 相互承認に加盟している認定機関の同等性を説明する。
- (2) 申請試験所が、それでも当社の認定を希望する場合、当社は試験所の同意を得て試験所が所在する国（又は経済圏）の認定機関に以下のように対応する。
  - ① 当社がその審査・認定業務を引き受けることについて通知し、状況を説明する。
  - ② 当社が実施する審査に当該認定機関がオブザーバとして参加するよう要請する。
- (3) 試験所が所在する国（又は経済圏）にあり、ILAC/APLAC 相互承認に加盟している

認定機関が、試験所が申請した認定範囲の審査ができない場合には、当社は試験所に対して自国（又は経済圏）の認定機関に以下のいずれかのオプションを付けた申請をする意思があるか確認する。

- ① 自国（又は経済圏）の認定機関が将来認定分野に取り入れる際の参考のため、当社が審査にオブザーバとして参加する。
- ② 自国（又は経済圏）の認定機関の審査チームに当社がチームメンバを提供する。
- ③ 当社及び自国（又は経済圏）の認定機関の双方の認定取得を目的とした合同審査を受け入れる。

## 2. 認定後の対応方針

当社は、上記のいずれの場合であっても、試験所に対して将来は試験所が所在する国（又は経済圏）の認定機関による認定に切り替えることを検討する。